

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日野自動車株式会社		コード	7205
提出日	2025/5/29	異動(予定)日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	吉田 元一	社外取締役	○								△							訂正・変更	有
2	武藤 光一	社外取締役	○											△				訂正・変更	有
3	中島 正博	社外取締役	○										○					訂正・変更	有
4	君嶋 祥子	社外取締役	○									△						訂正・変更	有
5	宮崎 直樹	社外監査役																	
6	松本 千佳	社外監査役	○											△				訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	吉田元一氏が過去において業務執行者であった三井物産株式会社と当社との間には自動車の売買等の取引がありますが、その規模は同社の連結収益の0.1%以下、当社連結売上高の2%以下であり、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はありません。また、同社を退社して10年超経過しており、現在は同社の業務執行に関わっておりません。	三井物産株式会社において、取締役米田三井物産株式会社社長、取締役副社長執行役員等を歴任し、企業経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2015年6月より当社独立社外取締役に就任し、その経験や見識に基づき、当社の経営全般に有益な提言を行っております。今後も社外取締役として、当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と経営の監視・監督機能を担って頂けることを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任議案を株主総会に上程しております。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
2	武藤光一氏が過去において業務執行者であった株式会社商船三井と当社との間には自動車輸送の取引がありますが、その規模は同社の連結売上高の0.1%以下、かつ、当社から同社への売上高はなく、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はありません。また、現在、同社の特別顧問を務めておりますが、業務執行は行っておりません。	株式会社商船三井において、取締役社長、取締役会長を歴任し、企業経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2020年6月より当社独立社外取締役に就任し、その経験や見識に基づき、当社の経営全般に有益な提言を行っております。今後も社外取締役として、当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と経営の監視・監督機能を担って頂けることを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任議案を株主総会に上程しております。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
3	中島正博氏が現在業務執行者である株式会社モリタと当社との間には自動車販売に関連する取引がありますが、その規模は同社親会社の連結売上高の0.1%以下、かつ、当社から同社への売上高はなく、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はありません。過去において業務執行者であった株式会社モリタテクノスと当社との間には取引がありますが、その規模は同社の親会社の連結売上高の0.1%以下、かつ、当社から同社への売上高はなく、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はありません。	株式会社モリタホールディングスにおいて、取締役社長、取締役会長(現任)を歴任し、企業経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2017年6月より当社独立社外監査役、2021年6月より当社独立社外取締役に就任し、その経験や見識に基づき、当社の経営全般に有益な提言を行っております。今後も社外取締役として、当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と経営の監視・監督機能を担って頂けることを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任議案を株主総会に上程しております。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
4	君嶋祥子氏と近親者が過去において弁護士として在籍していた、長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)と当社との間には、同事務所から当社への専門的サービス(法律事務)の提供取引がありますが、同事務所の在籍期間は同氏が7年未満、近親者が5年未満で、いずれも同事務所を退所して20年超経過しております。	長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)で弁護士業務に従事後、日本GE株式会社、株式会社LIXILにおいて法務部門の要職を歴任し、現在は中外製薬株式会社において、上席執行役員 法務、知的財産統括として活躍されており、高度な専門知識に加え、企業経営幹部として豊富な経験と幅広い見識を有しております。2023年6月より当社独立社外取締役に就任し、その経験や見識に基づき、当社の経営全般に有益な提言を行っております。今後も社外取締役として、当社の経営全般にコーポレートガバナンス、コンプライアンスの分野に対して独立した立場からの十分な助言と経営の監視・監督機能を担って頂けることを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任議案を株主総会に上程しております。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
5		
6	松本千佳氏が過去において在籍していた有限責任あずさ監査法人と当社との間には、同法人から当社への専門的サービス(コンサルティング業務)の提供取引がありますが、当社が同法人に支払っている報酬額は同法人の年間業務収入の0.2%以下に該当する約1億3,000万円であり、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はなく、退社後同法人の業務執行にも関与しておりません。	有限責任あずさ監査法人などで公認会計士として活躍され、同法人では理事等を歴任し、財務および会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験に加え、経営全般に対する知見を有しております。2023年6月より当社独立社外監査役に就任し、当社の経営の監査に有益かつ重要な助言を行っております。社外役員となること以外の方法で過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により今後も社外監査役として、当社の経営全般、監査体制強化に独立した立場で適切な役割を果たして頂けることを期待できると判断し、引き続き社外監査役候補者として選任議案を株主総会に上程しております。なお、独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。